

重要事項の説明書及び同意書

貴方が（または貴方のご家族様）利用しようと考えている訪問看護・介護予防訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

当事業所は利用者様に対して指定訪問看護を提供いたします。当事業所の概要や提供いたしますサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を次の通り説明いたします。

1. 訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供する事業所について

事業所名称	訪問看護ステーションあにもぐりーん
代表者・管理者	関山 隆史・金子 さゆり
所在地	〒564-0062 吹田市垂水町1丁目41 - 32 木村ビル 2F
電話番号・FAX	06-6310-8480 ・ 06-6310-8481
営業日及び営業時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00
サービス提供日時	月曜日～金曜日 9:00～17:00
休業日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/30～1/3）
通常の事業実施地域	吹田市（近隣その他の地域はご相談に応じます）

2. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	利用者様の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保する。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者様が要介護状態等なった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した生活を営む事が出来るように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 ・事業に当たっては、利用者様の在住する市町村、居宅介護支援事業所、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3. 事業所の職員体制

職 種	職務内容	人員数
管理者兼訪問看護師	管理業務及び訪問看護サービス	1名
訪問看護師	訪問看護サービス	名（管理者含む）
訪問作業療法士	訪問看護サービス	0名
補助者	訪問業務・補助	名
事務職員	一般事務	1名

4. サービスの概要

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1. 心身の健康状態の観察 | 4. 医師の指示に基づく医療行為、処置等 |
| 2. 服薬状況の確認 | 5. 家族支援 |
| 3. 日常生活の支援、援助 | 6. 社会資源についての情報提供 |

5. 医療保険と介護保険の違い

以下の方は医療保険でサービスを提供いたします。

- ①精神科訪問看護
 - ②要支援、要介護に該当しない方
 - ③要支援、要介護者のうち厚生労働大臣が定める疾患などの方、
病状の急性増悪の方（14 日以内）
 - ④40 歳までの医療保険ご加入の方とご家族 ⑤病的な妊産婦と乳幼児
- 要支援、要介護認定を受けた方は、介護保険によりサービスを提供いたします。

6. サービス利用料金

医療保険の場合

区 分	月 1 回目	月 2 回目以降
訪問看護基本療養費（Ⅰ） 訪問時間 30 分未満の場合	4,250 円	4,250 円
訪問看護基本療養費（Ⅰ） 訪問時間 30 分未満の場合（週 4 回目以降）		5,100 円
訪問看護基本療養費（Ⅰ） 訪問時間 30 分以上の場合	5,550 円	5,550 円
訪問看護基本療養費（Ⅰ） 訪問時間 30 分以上の場合（週 4 回目以降）		6,550 円
訪問看護管理療養費	7,710 円	3,010 円
ベースアップ評価料	1,050 円	
訪問看護医療 dx 情報活用加算	50 円	
訪問看護物価対応料 1	60 円	20 円

①社会保険・国民健康保険の場合の利用者様ご負担額（※全体の医療費の 30%です）

	30 分未満	30 分以上
毎月 1 回目の訪問	3,510 円	3,900 円
2 回以降の訪問	2,180 円	2,570 円

* 加算内容によって料金の変動があります。

②上記保険で自立支援医療を利用の利用者様ご負担額（※全体の医療費の 10%です）

自立支援医療は健康保険の種類・収入によって変化します、詳しくはお問い合わせ下さい。

	30 分未満	30 分以上
毎月 1 回目の訪問	1,170 円	1,300 円
2 回以降の訪問	730 円	860 円

* 加算内容によって料金の変動があります。

③子ども医療・・・500 円/日（2 回/月まで）

④重度障がい者医療・・・上限 500 円/日（1 ヶ月の一部自己負担上限額は 3000 円）

⑤老人医療保険の場合の利用者様ご負担額・・・1 日 500 円以内

（※各種保険制度によって異なります）

⑥生活保護の方の利用者様ご負担額・・・自己負担はありません。

●訪問に伴う交通費について（生活保護の方は、市に請求させていただきます）

①片道 2 キロメートル以上 10 キロ未満の訪問・・・1 回 300 円

②片道 10 キロメートル以上の訪問・・・・・・・・・・1 回 500 円

・病状、状況により加算がある場合は上記金額より若干変動があります。

・訪問看護の訪問回数は、利用者様、主治医と協議して決定いたします。

・制度の変更・改正に伴い、上記事項が変更される場合もあります。

・主治医と協議のうえ、夜間・休日の緊急時対応も可能です。

*2 時間を越える場合は、通常料金以外に実費料金になります

(※2 時間以降・・・15 分毎に 2, 000 円)

各種加算のご案内

加 算	初回	2～12 回目	13 回目以降
情報提供療養費 1	1, 500 円		
情報提供療養費 2	1, 500 円		
情報提供療養費 3	1, 500 円		
複数名訪問看護加算（看護師・作業療法士）	4, 500 円	4, 500 円	4, 500 円
複数名訪問看護加算（准看護師）	3, 800 円	3, 800 円	3, 800 円
複数名訪問看護加算（補助者 1 回/W）	3, 000 円	3, 000 円	
夜間・早朝訪問看護加算 （PM6：00～PM10：00・AM6：00～AM8：00）	2, 100 円	2, 100 円	2, 100 円
深夜訪問看護加算（PM10：00～翌 AM6：00）	4, 200 円	4, 200 円	4, 200 円
退院支援指導加算	6, 000 円		
退院時共同指導加算（1 回のみ）	6, 000 円		
在宅患者連携指導加算（1 回のみ）	3, 000 円		
在宅患者緊急時等カフアレス加算（月 2 回まで）	2, 000 円		

介護保険

利用料金の負担割合に応じた額が利用者様の負担になります。

介護保険での給付の範囲を越えたサービスの利用金額は全額利用者様のご負担となります。

訪問看護の内容	訪問時間	単位
・ 訪問看護Ⅰ－１	20 分未満	314 単位
・ 訪問看護Ⅰ－２	30 分未満	471 単位
・ 訪問看護Ⅰ－３	30 分以上 1 時間未満	823 単位
・ 訪問看護Ⅰ－４	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1128 単位

・ サービス提供体制強化加算 ・ ・ ・ 訪問看護一回につき 6 単位の加算

●各種加算のご案内（1 単位 10.84 円）

加算	単位	内容・備考
初回加算	300 単位/月	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して訪問看護を提供した場合（介護予防～要介護になった場合を含む）
特別管理加算	（Ⅰ）500 単位/月 （Ⅱ）250 単位/月	特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合
早朝・夜間加算	基本単位 25%加算	早朝（AM6 時～8 時） 夜間（PM6 時～8 時）
深夜加算	基本単位 50%加算	深夜（PM6 時～翌 AM6 時）
長時間訪問看護加算	300 単位/回	1 時間 30 分以上の訪問看護を行う場合（特別管理加算の対象となる利用者のみ）
緊急時訪問看護	574 単位（月 1 回）	利用者又は家族と 24 時間連絡体制を取り、緊急時訪問の必要に応じます。なお緊急時の訪問は深夜加算等ありません。臨時訪問はその都度、時間に応じた利用料が必要となります。
複数名訪問加算（看護師）	30 分未満 254 単位 30 分以上 402 単位	複数の看護師等が同時に訪問看護を実施した場合
複数名訪問加算（看護補助者）	30 分未満 201 単位 30 分以上 317 単位	看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を実施した場合

算定方法 （1 回訪問単位×訪問回数）×10.84 円

- ・ 病気の内容、症状、状況により加算がある場合は上記金額よりも若干変動があります。
- ・ 訪問看護の訪問回数は、利用者様、主治医、介護支援専門員と協議して決定いたします。
- ・ 尚、制度の変更、改正に伴い上記事項が変更される場合もあります。
- ・ 2 時間を越える場合は、通常料金以外に実費料金になります。
（2 時間以降 ・ ・ ・ 15 分毎に 2, 000 円）

●訪問に伴う交通費について

通常の事業実施地域への交通費は上記料金に含まれます。それ以外の地域への交通費は以下です。

- （1） 片道 2 キロメートル以上 10 キロ未満の訪問 ・ ・ ・ 1 回 300 円
- （2） 片道 10 キロメートル以上の訪問 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 1 回 500 円

7. 利用料金のお支払い方法

利用料、その他の費用のご請求・お支払について

利用料その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額によりご請求いたします。請求書は利用明細を添えて担当看護師が訪問時に請求書を持参いたします。毎月末に集計し、翌月の訪問日に看護師に現金でお支払い下さい。お支払いを確認いたしましたら、領収書をお渡しいたしますので、必ず保管をお願いいたします。

* お支払い期日から3ヶ月以上遅延し、さらにお支払いの督促から14日以内にお支払いがない場合には、契約を解約したうえで、未払い分をお支払いいただく事になります。

キャンセルについて

利用者様が訪問サービスをキャンセルする場合には、訪問日の前日までにご連絡下さい。

当日のキャンセルは、キャンセル料を申し受ける場合がありますのでご注意ください。

(ただし利用者様のやむを得ない事情の時はキャンセル料は不要です。)

その他サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

- ①金銭の管理・貸借など、金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承下さい。
- ②看護師等は、介護保険制度及び医療保険制度上、利用者様の心身の機能維持・回復のために療養上の補助を行うこととされていますので、ご了承下さい。
- ③看護師等に対する贈り物や飲食物のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ④訪問看護師は、利用者様の状態に応じて臨時対応を行うことがあるため、計画された日時に変更を生じる場合がありますので、ご了承下さい。

8. 訪問を中止、変更したい場合及び、苦情・相談について

職員に対して、定期的に研修を行い、自己研鑽に努めておりますが、苦情、相談等がございましたら下記にお申し出下さい。

事業所の窓口	所在地 吹田市垂水町1丁目41-32 電話番号 06-6310-8480・FAX 06-6310-8481	管理者：金子さゆり
吹田市高齢福祉室	所在地 吹田市泉町1丁目3-40 電話番号 06-6384-1231	担当者
国民健康保険 団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町1丁目3-8 中央大通FNビル内 電話番号 06-69495350	担当者

9. 苦情解決の体制及び手順

苦情又は相談があった場合は、利用者様の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者様の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を検討します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者様へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

10. 事故発生時の対応について

指定訪問看護等の実施に際して、万一利用者様やご家族様などに怪我を負わせたり、財物を破損させてしまったために法律上の損害賠償を負った場合、その補償が出来るように損害賠償保険に加入しています。事故発生時には、居宅介護支援事業者、関係医療機関、市町村に対しての連絡体制を整備しています。

11. 虐待防止について

事業者は、利用者様などの人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 1 回/年以上の虐待防止の研修参加を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ② 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

虐待防止責任者：金子 さゆり

12. ハラスメント対策について（身体的・精神的ハラスメント・セクシュアルハラスメント等）

ハラスメントとは、言動や行動などで相手に不快感や不利益を与えることを言います。事業所は現場で働く従業員が安全に安心して働き続けられる労働環境を確保できるようにハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① ハラスメント事案が発生した場合は、即座に対応し、再発防止会議等により、同じ事案が発生しないように再発防止策を検討します。
- ② ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

13. 災害発生時について

事業者は、事業所において災害発生時に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 事業所は、災害発生時において利用者様に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる物とします。
- ② 事業所において、従業者に対し、災害発生時の研修及び訓練を 2 回/年以上実施する。

14. 感染症蔓延時について

事業者は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を 2 回/年以上実施する。
- ② 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）概ね 2 回/年以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

15. サービス提供における事業所の義務

- ① 職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備いたします。
- ② 訪問看護実施中に利用者様の病状に、急変、その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

16. 守秘義務と個人情報の保護について

利用者様及びそのご家族様に関する秘密の保護について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知りえた利用者様及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保護する義務は、契約が終了した後も継続します。

個人情報の保護について

事業者は、利用者様から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議において利用者様の個人情報を用いません。また、利用者様の家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者様の家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者様及び家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

17. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者様に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

18. 利用契約に定めのない事項

この説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者様またはご家族様と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

19. 24 時間対応体制について

利用者様やそのご家族からの電話等による連絡や相談に常時対応、必要に応じて緊急時の対応をさせていただきます。

加算による利用料について

（月 1 回の加算：6520 円）

社会保険の方：月額 1960 円

自立支援医療を利用されている方：月額 650 円

訪問看護・介護予防訪問看護サービス提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者	事業所名 訪問看護ステーションあにもぐりーん 指定事業所番号 2761690177 号 住所 吹田市垂水町 1 丁目 41 - 32 木村ビル 2F
	代表者 関山 隆史 印
	管理者 金子 さゆり 印
	説明者

私は、サービス内容及び、重要事項説明書に基づいて、事業者から重要事項についての説明を受けました。

24 時間対応体制について ☐ 申し込みます ☐ 申し込みません

利用者	住所
	氏名
代理人	住所
	氏名

訪問看護利用契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1：使用する目的：事業者が、介護保険法に関する法令、訪問看護に関わる法令などに従い、私の居宅サービス計画及び訪問看護計画などに基づき、訪問看護等を円滑にするために行うサービス担当者会議やカンファレンス、訪問看護の報告・情報提供など、訪問看護の一連の業務などに必要な場合。

2：使用にあたっての条件

(1) 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

(2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容などを記録しておくこと。

3：個人情報の内容（例示）

(1) 氏名、生年月日、年齢、性別、住所、健康状態、病歴、家庭状況、精神状態、等事業者が訪問看護を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報。

(2) 認定調査票（85 項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）

※「個人情報」とは利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものを言います。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

電話番号

利用者ご家族 住所

氏名

電話番号

利用者ご家族 住所

氏名

電話番号

令和7年1月作成書式